

■幼稚園等（1号認定）の保育料

階層	区分	摘要	1人目	2人目	3人目
A	生活保護世帯	小学3年生までの兄弟なし	0円	0円	0円
		小学3年生までの兄弟あり		0円	0円
B	市民税非課税世帯	ひとり親等（※1）	0円	0円	0円
		ひとり親等以外で兄弟あり	3,000円	750円	0円
C1	所得割額41,200円以下	ひとり親等	1,670円	0円	0円
		-	3,340円	0円	0円
C2	所得割額41,201円以上 77,100円以下	-	5,000円	1,670円	0円
		小学3年生までの兄弟なし	5,000円	1,670円	0円
	所得割額 77,101円以上	小学3年生までの兄弟あり（※2）		1,670円	0円

（※1）ひとり親等とは次に掲げる世帯です。

- (1)母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のいない者で現に児童を扶養している者の属する世帯
- (2)身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (3)厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (4)精神保健及び精神障害福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (5)特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯
- (6)国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により障害者基礎年金を受けている者の属する世帯
- (7)生活保護法の定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認める世帯

（※2）所得割額77,101円以上で3歳から小学3年生までの範囲で兄弟がいる場合、2人目以降の子どもが、幼稚園・認定こども園の教育部分を利用する場合に、2人目は1,670円、3人目以降は無料とします。

（※3）子どもの年齢計算については、子どものための教育・保育給付に係る教育又は保育が行われた日の属する年度の初日の前日を基準日として行うものとし、その年齢は当該年度中に限り変更しないものとします。

■保育所等（2号・3号認定）の保育料

階層	区分	3歳未満		3歳以上	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
B	市民税非課税世帯（ひとり親等）（※1）	0円	0円	0円	0円
	市民税非課税世帯	6,800円	6,600円	4,600円	4,500円
C1	所得割額26,200円未満（ひとり親等）	6,600円	6,450円	5,300円	5,200円
	所得割額26,200円未満	14,200円	13,900円	11,600円	11,400円
C2	所得割額26,200円～48,600円未満（ひとり親等）	7,050円	6,900円	5,750円	5,600円
	所得割額26,200円～48,600円未満	15,100円	14,800円	12,500円	12,200円
D1	所得割額48,600円～53,400円未満（ひとり親等）	7,050円	6,900円	5,750円	5,600円
	所得割額48,600円～53,400円未満	15,100円	14,800円	12,500円	12,200円
D2	所得割額53,400円～71,900円未満	19,700円	19,300円	17,100円	16,800円
D3	所得割額71,900円～77,101円未満（ひとり親等）	7,050円	6,900円	5,750円	5,600円
	所得割額71,900円～77,101円未満（※2）	24,300円	23,800円	21,700円	21,300円
	所得割額77,101円～97,000円未満（※3）	24,300円	23,800円	21,700円	21,300円
E1	所得割額97,000円～128,300円未満	28,900円	28,400円	26,300円	25,800円
E2	所得割額128,300円～169,000円未満	33,500円	32,900円	30,900円	30,300円
F1	所得割額169,000円～176,000円未満	38,100円	37,400円	32,900円	32,300円
F2	所得割額176,000円～209,000円未満	42,700円	41,900円	34,900円	34,300円
F3	所得割額209,000円～261,000円未満	47,300円	46,400円	36,900円	36,200円
F4	所得割額261,000円～301,000円未満	51,900円	51,000円	36,900円	36,200円
G1	所得割額301,000円以上	56,500円	55,500円	39,200円	38,500円

（※1）ひとり親等とは次に掲げる世帯です。

- (1)母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のいない者で現に児童を扶養している者の属する世帯
- (2)身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (3)厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (4)精神保健及び精神障害福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (5)特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯
- (6)国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により障害者基礎年金を受けている者の属する世帯
- (7)生活保護法の定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認める世帯

（※2）ひとり親等以外の世帯の市町村民税所得割合算額が77,101円未満で支給認定保護者と生計を一にする世帯の利用者負担額は、第1子の年齢に関わらず第2子にあっては、表に掲げる額の1/2とし、第3子以降の子どもにあっては0円とする。また、ひとり親等の世帯の場合は、第2子以降の子どもにあっては0円とする。

（※3）世帯の市町村民税所得割合算額が77,101円以上の世帯の場合で、兄弟姉妹が同時に保育施設利用の場合、2人目は半額、3人目以降は無料となります。